

地方創生・総合戦略について

(国の取組み)

◆まち・ひと・しごと創生法（以下「法」という。）の制定（平成26年11月）

【策定の目的】（法第1条抜粋）

- ・我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける。
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正し、(省略)国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（平成26年12月）

【計画期間】平成27年度～平成31年度の5年間

【基本的な考え方】

<まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）>

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

(市町村の役割)

◆市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組むため、各地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案しつつ、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めなければならない。(策定根拠：法第10条第1項)